

証券コード：4536  
平成19年6月1日

株主各位

大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号  
参天製薬株式会社  
代表取締役会長兼CEO 森田 隆和

## 第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ平成19年6月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotet.jp/>）より同日午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |        |  |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成19年6月26日（火曜日）午前10時                     |
| 2. 場 所 | 大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号<br>当社本社ビル5階 センチュリーホール |

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第95期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第95期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 取締役に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件
- 第7号議案 執行役員に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件
- 第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)導入の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

31頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.santen.co.jp/>)に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、資本効率の向上、企業価値増大に寄与する研究開発投資や今後の成長戦略の展開に備えた内部留保等を考慮しつつ、業績に基づく適正な配当を実施してまいります。また、自己株式の取得・消却につきましても適宜検討してまいります。

とりわけ、株主の皆様への配当を継続的かつ安定的に行うために、配当性向とROEを掛け合わせた数値であるDOE（Dividends on Equity：自己資本<sup>1</sup>配当率）を配当指標として採用しています。当社としましては、配当による株主還元と資本効率の向上の両方を考慮しながら、2006-2010年度中期経営計画ではDOE 5%を目標としています。

当期の期末配当につきましては、当社基本方針に基づき、以下のとおりといたしたく存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金35円 総額3,037,125,735円

なお、中間配当金（1株につき30円）を含めました1株当たりの年間配当金は65円となり、前期に比べ5円の増配となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月27日

---

1. 自己資本は、株主資本および評価・換算差額等の合計額です。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の発行可能株式総数は、現行定款第6条に151,493,354株と定められておりますが、将来の事業展開に備えた柔軟かつ機動的な資金調達を可能にすることおよび、第8号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件」が承認された場合に、当該対応策の実効性を確保し、新株予約権の発行を適切に行えることも考慮して、発行可能株式総数を220,000,000株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線\_\_は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>151,493,354株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>220,000,000株</u> とする。

第3号議案 取締役7名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
1	森 田 隆 和 (昭和20年2月10日生)	昭和55年4月 当社入社 昭和55年11月 社長室長 昭和56年7月 取締役 昭和58年7月 常務取締役 昭和62年7月 専務取締役 平成2年10月 代表取締役社長 平成14年5月 サンテン・ホールディングス・ ユーエス・インク取締役社長 (現任) 平成17年9月 参天製薬(中国)有限公司董事 長(現任) 平成18年6月 代表取締役会長兼CEO(現任) (他の法人等の代表状況) サンテン・ホールディングス・ユーエス・イン ク取締役社長 参天製薬(中国)有限公司董事長	133,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
2	黒川 明 (昭和27年9月5日生)	昭和52年4月 当社入社 平成9年4月 医薬事業部長室長 平成9年6月 取締役 平成10年6月 医薬事業部副事業部長 平成13年5月 医薬事業部長 平成13年6月 執行役員 平成16年7月 常務執行役員 平成18年6月 代表取締役社長兼COO(現任)	6,000株
3	三田 昌宏 (昭和24年11月13日生)	昭和55年4月 当社入社 昭和56年4月 マーケティング室長 昭和58年7月 取締役 平成7年6月 常務取締役(現任) 平成13年5月 経営全般、薬制・渉外担当 平成16年1月 経営全般、社会・環境・薬制担当 平成17年7月 経営全般、薬制担当(現任)	234,000株
4	和賀 克公 (昭和25年4月2日生)	平成6年4月 当社入社 平成7年10月 生産本部副本部長 平成9年6月 取締役(現任) 平成9年6月 生産本部長 平成12年4月 生産物流本部長 平成13年6月 執行役員 平成16年7月 常務執行役員 平成17年7月 社会・環境担当(現任)	2,200株
5	古川 公成 (昭和10年9月23日生)	昭和61年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授 平成10年6月 当社社外監査役 平成11年4月 慶應義塾大学名誉教授(現任) 平成15年6月 当社社外取締役(現任)	2,000株
6	村松 勲 (昭和14年8月14日生)	昭和59年1月 ファイザー株式会社取締役第二営業部長 平成3年7月 ブリストルマイヤーズ・スクイブ株式会社代表取締役副社長 医薬品事業担当 平成4年12月 スミスクライン・ピーチャム製薬株式会社代表取締役社長 平成13年4月 グラクソ・スミスクライン株式会社取締役相談役 平成14年4月 有限会社パインクレスト代表取締役(現任) 平成17年6月 当社社外取締役(現任)	株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所 有 する 当社株式の数
7	古 谷 昇 (昭和31年11月13日生)	平成12年6月 株式会社ドリームインキュベータ代表取締役 平成17年4月 有限会社ビークル代表取締役(現任) 平成17年4月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科講師(現任) 平成17年6月 当社社外取締役(現任) 平成17年6月 コンビ株式会社社外取締役(現任) 平成18年12月 株式会社ジェイアイエヌ社外取締役(現任)	株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
2. 取締役候補者のうち古川公成、村松 勲、古谷 昇の各氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について

(1)社外取締役候補者の選任理由

古川公成氏につきましては、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、直接会社経営に関与された経験はありませんが、過去に当社社外監査役を務められ、また長年に渡る大学院経営管理研究科教授としての幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって4年間です。なお、同氏は当社社外取締役就任前5年間において当社社外監査役でありました。

村松 勲氏につきましては、製薬業界において、長年に渡り経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって2年間です。

古谷 昇氏につきましては、経営コンサルタントとしての企業経営に関する幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって2年間です。

社外取締役候補者は、いずれも、当社の特定関係事業者の業務執行者であったことはありません。

社外取締役候補者は、いずれも、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(取締役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

社外取締役候補者は、いずれも、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

社外取締役候補者は、いずれも、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。

社外取締役候補者は、いずれも、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲り受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

- (2) 在任中に不当な業務執行が行われた事実およびその事実の発生防止および発生後の対応について

社外取締役候補者が、いずれも、当社の社外取締役として最後に選任された後、在任中に当社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実はありません。

社外取締役候補者が、いずれも、過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実はありません。

- (3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、現行定款第28条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である古川公成、村松 勲、古谷 昇の各氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、監査役加護野忠男氏は任期満了となります。また、監査役坂本秀士氏が本年定時株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

は新任候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
1	加護野 忠 男 (昭和22年11月12日生)	平成11年4月 神戸大学大学院経営学研究科教授(現任) 平成15年6月 当社社外監査役(現任) 平成16年6月 NTN株式会社社外監査役(現任) 平成18年3月 住友ゴム工業株式会社社外監査役(現任)	株
2	宮内 英 樹 (昭和13年5月4日生)	平成元年9月 ソニー株式会社海外営業本部副本部長 平成5年4月 同社エレクトロニック・デバイス営業本部副本部長 平成9年6月 株式会社ユーエスシー専務取締役 平成11年4月 同社代表取締役社長 平成14年7月 同社取締役相談役 平成17年6月 株式会社オートバックスセブン社外取締役(現任)	株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。  
 2. 加護野忠男、宮内英樹の両氏は、社外監査役候補者であります。  
 3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について  
 (1) 社外監査役候補者の選任理由

加護野忠男氏につきましては、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、直接会社経営に関与された経験はありませんが、経営戦略の豊富な専門知識を有されており、また、会社との関係においても独立性に問題がないことから、社外監査役として適任であり、選任をお願いするものであります。同氏の当社社外監査役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって4年間です。

宮内英樹氏につきましては、上場会社の代表取締役として経営全般にわたる経験と知識を有されており、また、会社との関係においても独立性に問題がないことから、社外監査役として適任であり、選任をお願いするものであります。

社外監査役候補者は、いずれも、当社の特定関係事業者の業務執行者であったことはありません。

社外監査役候補者は、いずれも、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

社外監査役候補者は、いずれも、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

社外監査役候補者は、いずれも、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。

社外監査役候補者は、いずれも、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲り受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

- (2) 在任中に不正な業務執行が行われた事実およびその事実の発生防止および発生後の対応について

社外監査役候補者が、いずれも、当社の社外監査役として最後に選任された後、在任中に当社において法令または定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実はありません。

社外監査役候補者が、いずれも、過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実はありません。

- (3) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役として有能な適任者を招聘、登用し、監査体制のより一層の強化を図るために、現行定款第36条において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者である加護野忠男氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。また、社外監査役候補者である宮内英樹氏と当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本年定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任されます坂本秀士氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

坂本秀士氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
坂 本 秀 士	平成10年6月 常勤監査役（現任）

#### 第6号議案 取締役に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第238条等の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任することおよび会社法第361条の規定に従って、金銭でない報酬として当社取締役に対し割当てる新株予約権の内容につき、ご承認をお願いするものであります。

##### 1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の取締役の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものであります。

##### 2. 新株予約権の内容等

###### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役（社外取締役を除く。）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式53,700株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式数は100株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割または併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

537個を本年定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(ただし、上記2.(2)に従い株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の払込金額

本年定時株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償(新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないもの)とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価格」という。)に2.(3)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ。)とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とする。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格 = 調整前行使価格 × 1 / 無償割当、分割または併合の比率

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勸案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間  
平成21年6月27日から平成29年6月26日まで
- (7) 新株予約権の行使条件

権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。

新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。

その他の細目については、本年定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記2.(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社取締役会が別途決定する日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 第7号議案 執行役員に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第238条等の規定に基づき、以下の要領で当社執行役員に対して新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

### 1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の執行役員の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の執行役員が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものであります。

### 2. 新株予約権の内容等

#### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の執行役員

#### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式45,600株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式数は100株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割または併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

456個を本年定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(ただし、上記2.(2)に従い株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の払込金額

本年定時株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償（新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないもの）とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に2.(3)に定める新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数に乗じた金額とする。

行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1 円未満の端数は切り上げ。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とする。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times 1 / \text{無償割当、分割または併合の比率}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成21年6月27日から平成29年6月26日まで

(7) 新株予約権の行使条件

権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。

その他の細目については、本年定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記2.(7) に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社取締役会が別途決定する日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入につき、ご承認をお願いするものであります。

### 第1 当社の株主の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条<sup>1</sup>にいう、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

#### 1. 基本方針の内容

当社の株主の在り方について、当社は、株主は株式等の市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかし、当社株式の大量取得行為や買収提案の中には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社に、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの、当社株主に対して、買収内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われるもの、買収の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法等）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当なもの、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような大量取得行為や買収提案を行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

---

1. 本プランで引用する法令の規定および本プランの内容は、本日現在施行されている規定を前提としているものであり、本日以降、法令の新設または改廃により、引用法令条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、これらを適宜合理的な範囲内で読み替えることができるとします。

## 2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、株主全体の意思に沿った経営を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の持続的な創造をしていくために、以下のような取組みを実行していくことが必要であると考えています。

当社は、社名の由来でもある「天機に参与する」、「目をはじめとする特定の専門分野に努力を傾注し、それによって参天ならではの知恵と組織的能力を培い、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として、社会への貢献を果たす」ことを経営の基本理念とし、この実行を通じて企業価値の向上ひいては株主共同の利益が実現されるものと考えています。

このような基本理念のもと、当社は、平成18年度より「世界の参天」に向けた新薬候補の準備と、強みが発揮できる地域での成長を基本方針とした「2006-2010年度中期経営計画」をスタートしました。

この計画は、平成18年度から10年後の平成27年度に「世界の参天」を実現することを長期構想とし、平成18年度から平成22年度までを第一ステップと位置付けたもので、(1) グローバル戦略新薬候補を充実させる、(2) 日本をはじめ、北欧・東欧・ロシア、中国を中心に成長し、米国は臨床開発と事業開発に注力する、(3) 生産基盤を強化させる、(4) グローバルレベルで人材・組織を強化することを基本方針実現のための4つの柱として戦略・施策を立案・実施し、中程度の成長を目指すものです。本計画では最終年度である平成22年度に、営業利益320億円以上、当期純利益220億円以上、ROE（自己資本当期純利益率）13%以上の達成を目標にしています。

また、当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、資本効率の向上、企業価値増大に寄与する研究開発投資や今後の成長戦略の展開に備えた内部留保等を考慮しつつ、業績に基づく適正な配当を実施してまいります。自己株式の取得・消却につきましても適宜検討してまいります。

とりわけ、株主の皆様への配当を継続的かつ安定的に行うために、配当性向とROEを掛け合わせた数値であるDOE（Dividends on Equity：自己資本配当率）を配当指標として採用しています。当社としましては、配当による株主還元と資本効率の向上の両方を考慮しながら、「2006-2010年度中期経営計画」ではDOE 5%を目標としており、さらに、この目標を早期に達成させる予定です。

さらに、当社は企業価値ひいては株主共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題に掲げています。当社においては従来から独立性の高い社外取締役および社外監査役を選任し、また経営陣の株主の皆様に対する責任を明確化するため、取締役の任期を1年としていることに加え、経営の透明性・客観性を高める観点から、取締役会の諮問機関として、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」、「戦略審議委員会」を設置しています。

## 第2 本プラン導入の目的と内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

### 1. 本プラン導入の目的

本プランは、当社株式に対する買収またはこれに類似する行為またはその提案が行われた際に、買収を行う者またはその提案者に対し、遵守すべき手続きを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会等を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。なお、当社は本日現在、当社株式の大量買付にかかる提案等を一切受け取っておりませんので申し添えます。

### 2. 用語の定義

本プランにおける以下の用語は以下のとおり定義されます。

#### (1) 大規模買付行為

「大規模買付行為」とは、下記のいずれかに該当する行為（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を指します。

特定株主グループ<sup>2</sup>の議決権割合<sup>3</sup>を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為

結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為

(2) 大規模買付者

「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとする者を指します。

3. 本プランの骨子

本プランの骨子は、以下のとおりです。

大規模買付者は、大規模買付行為を開始する前に、当社に対し、必要かつ十分な情報を提供すること

独立委員会および当社取締役会が当該大規模買付行為に対して一定の検討・評価を行うために必要な期間が経過した後、大規模買付者は大規模買付行為を開始すること

当社取締役会は、当該大規模買付行為を検討・評価し、当社取締役会としての見解を公表すること

当該大規模買付行為の検討・評価および対抗措置の発動に関する当社取締役会の決定について、その客観性、公正さおよび合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として、社外取締役全員により構成される独立委員会（独立委員会の概要は、別紙(1)をご確認ください。）を設置すること

独立委員会は、下記5の基準に則り、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行うこと

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関しては、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従うこと

---

2. 特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。以下同様。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同様。）または、買付等（同法第27条の2第1項に規定する「買付等」をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下同様。）を行う者とその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同様。）および特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。）を意味します。

3. 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式から、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

#### 4. 本プランの具体的手続

##### (1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を開始する場合には、まず当社代表取締役宛に、本プランに従う旨の誓約を含む意向表明書を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要が明記される必要があります。当社は、大規模買付者から意向表明書の提出があった事実を当社株主の皆様に対して適時に開示いたします。

##### (2) 独立委員会および当社取締役会への情報提供

当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、当社株主の皆様のご判断ならびに独立委員会および当社取締役会としての見解形成のために必要な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付いたします。大規模買付者には、当該リストに従い、独立委員会および当社取締役会に対し、大規模買付情報を提供していただきます。

大規模買付情報には下記の内容が含まれますが、その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の態様、内容等によって異なりますので、これらに限られるものではありません。

大規模買付者およびその特定株主グループの詳細（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員等の構成員を含みます。）

大規模買付行為の目的<sup>4</sup>およびその内容（買付対価の種類・価額、買付の時期、買付に関連する一連の取引のスキーム<sup>5</sup>、買付行為の適法性<sup>6</sup>等を含みます。）

買付価格の算定の基礎<sup>7</sup>および経緯<sup>8</sup>ならびに買付資金の裏付け（買付資金の提供者の名称、調達方法、調達に関連する一連の取引の内容等を含みます。）

買付目的が支配権取得もしくは経営参加の場合、支配権取得または経営参加の具体的方法、大規模買付行為完了後に企図する当社経営方針、事業計画、配当政策等<sup>9</sup>

買付目的が支配権取得もしくは経営参加の場合、大規模買付行為完了後に企図する当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社の利害関係者の処遇方針

買付目的が純投資の場合、投資方針

買付目的が政策投資の場合、取得後の保有方針、売買方針および議決権行使方針ならびにその理由<sup>10</sup>

大規模買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無、その内容等

独立委員会または当社取締役会は、提供を受けた大規模買付情報が不足していると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜合理的な期限を定め、十分な大規模買付情報が完備するまで追加的な情報提供を求めることがあります。

独立委員会および当社取締役会が十分な大規模買付情報が完備したと判断した場合、当社は、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示します。また、当社に提供された大規模買付情報が当社株主の皆様のご判断に必要であると認められるときには、適切と判断する時点で、当社はその全部または一部を開示いたします。

4. 支配権取得もしくは経営参加の目的か、純投資もしくは政策投資の目的か否かを明確にさせていただく必要があります。
5. 大規模買付行為完了後、当社の株券等をさらに取得する予定の有無、その理由、内容、必要性、当社の株券等が上場廃止になる見込みがある場合には、その旨および理由を説明していただく必要があります。
6. 買付行為の適法性について第三者の意見を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称、意見の概要を具体的に説明していただく必要があります。
7. 買付価格の算定の具体的な根拠および買付価格と時価との差額（買付価格と直近数ヶ月平均の当社の株価とのプレミアムの有無等）について情報を提供していただく必要があります。
8. 買付価格決定のプロセスを説明していただき、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に説明していただく必要があります。
9. 大規模買付行為完了後に企図する当社の再編、重要な財産の処分または譲り受け、多額の借財、代表取締役等の選定・解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更等の内容およびその必要性に関する情報を提供していただく必要があります。
10. 長期的な資本提携を目的とする政策投資の場合には、その必要性に関する情報も提供していただく必要があります。

- (3) 独立委員会による協議・交渉、評価期間および独立委員会の勧告等  
独立委員会は、大規模買付者および当社取締役会等から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の大規模買付行為および当社取締役会の意見の内容を検討するための期間（以下、「独立委員会評価期間」といいます。）を設定します。独立委員会評価期間は、原則として、大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合には、独立委員会および当社取締役会が十分な大規模買付情報が完備したと判断した旨を当社が開示した日の翌日から起算して60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間とします。大規模買付行為は、この独立委員会評価期間が経過した後、開始され得るものとします。
- 独立委員会は、必要に応じて、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、当該大規模買付行為が下記5.(2)のいずれかに該当するか否かを判断すべく、直接または当社取締役会等を通して間接的に、大規模買付者と協議・交渉を行うことがあります。大規模買付者は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、直接または当社取締役会等を通じた協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じるものとします。
- また、独立委員会は、当社取締役会に対して、独立委員会が合理的と認める期間内（ただし、原則として60日を超えないものとします。）に大規模買付行為の内容に対する当社取締役会としての意見、その根拠資料およびその他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができます。
- さらに、独立委員会は、独立委員会評価期間中、当社の取締役、監査役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができます。また、独立委員会は、当社株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取することがあります。
- 独立委員会は、独立委員会評価期間中、大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料を十分かつ慎重に検討・評価し、下記5の基準に則り、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行います。

独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができます。

なお、独立委員会の勧告の内容は、速やかに公表いたします。

(4) 取締役会の決議

当社取締役会は、下記5の基準に則り、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。なお、当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、株主の皆様に対して適時に開示いたします。

5. 対抗措置発動の基準と内容

(1) 対抗措置が発動されない場合

大規模買付者により本プランが遵守された場合には、当社取締役会は、下記(2)で述べる場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。もっとも、当社取締役会は、取締役会評価期間における検討・評価の結果、当該大規模買付行為に反対する見解に至った場合、反対意見の表明あるいは代替案の提示等により、当該大規模買付行為に応じないように当社株主の皆様の説得に努めることがあります。

(2) 対抗措置が発動される場合

大規模買付者により本プランが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、本プランが遵守されなかったことのみをもって、当社取締役会は、当社企業価値ひいては当社株主共同の利益を守るために、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って、下記(3)に記載の対抗措置をとることがあります。

本プランが遵守された場合であっても、以下の(i)または(ii)に定める要件のいずれかに該当し、当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値を毀損し株主共同の利益を害するものと当社取締役会が判断した場合は、当社取締役会は、当社企業価値ひいては当社株主共同の利益を守るために、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って、下記(3)に記載の対抗措置をとることがあります。

- (i) 下記に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付行為である場合
  - (a) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - (c) 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
  - (e) その他当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす行為
- (ii) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株券等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件（大規模買付行為完了後に行われる合併等により当社株主の皆様へ交付される対価の条件を含む。）を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

### (3) 対抗措置の内容

上記(2)の場合に当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って行う対抗措置は、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により取締役会の権限として認められるものとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合の概要は別紙(2)記載のとおりですが、実際にこれを行う場合には、議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を定めることがあります。

## 6. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 本プラン導入時の影響等

本プランの導入時においては、新株予約権の無償割当等自体は行われませんので、当社株主の皆様および一般投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 対抗措置の発動（新株予約権の無償割当）が株主・投資家に与える影響等

当社が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会は割当期日を定め、これを公告いたします。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社株主の皆様に対し、その所有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権が割り当てられますので、割当期日における当社株主の皆様の議決権比率が低下することはありません。なお、当社株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手續等は不要ですが、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、新株予約権を取得するためには割当期日までに名義書換を完了していただく必要があります。

これらの手續の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行う際に適時に開示いたします。

新株予約権には、議決権比率が20%以上となる特定株主グループに属する者（以下、「行使制限買付者」といいます。）以外の当社株主の皆様から当社が新株予約権を取得し、新株予約権1個について当社普通株式1株（ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）を交付することができる旨の条項（取得条項）を付すことが予定されており、同条項に基づき、当社が、行使制限買付者以外の当社株主の皆様から新株予約権を取得し、新株予約権1個について当社普通株式1株を交付する場合、行使制限買付者以外の当社株主の皆様の議決権比率が低下することはありません。また、この場合には、行使制限買付者以外の当社株主の皆様の新株予約権の行使価格相当額の金銭の払込を行っていただく必要はありません。なお、当社による取得手続の詳細につきましては、実際に取得を行う際に、適時に通知または公告いたします。

#### 7. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、「2006-2010年度中期経営計画」の期間を包含すべく平成22年6月開催予定の第98期定時株主総会終結の時までとします。なお、いったん本プランを導入した後においても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主価値向上の観点から、その時点での法令等を踏まえ、その内容の変更・廃止を含め、有効期間内であっても、随時本プランを見直していく所存です。有効期間内での本プランの廃止については、当社取締役会の決議で行うものとします。また、有効期間内での本プランの骨子、対抗措置発動の基準、または対抗措置の基準と内容に関する重要な事項の変更については、株主総会その他の方法により適宜当社株主の皆様の見解を伺って行い、その他の変更については取締役会決議により行います。なお、取締役会の決議により変更・廃止をする場合には、その内容を当社株主の皆様に対して適時に開示いたします。

独立委員会の概要

- (1) 独立委員会の設置の目的等  
独立委員会は、当該大規模買付行為の検討・評価および対抗措置の発動の是非に関する当社取締役会の決定について、その客観性、公正さおよび合理性を担保するために設置されるものであり、大規模買付者による本プランの遵守の有無、大規模買付行為が「株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」5.(2) に定める要件を充足するか否かを判断し、当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値を毀損し株主共同の利益を害するものかどうかを判断するものである。
- (2) 構成  
当社社外取締役のみによって構成される。
- (3) 任期  
当社社外取締役の任期と同期間である。
- (4) 決議要件  
独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。
- (5) 決議事項その他職務事項  
独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項を行うものとする。
  - 大規模買付者の本プラン遵守状況の検討
  - 大規模買付情報の完備の判断
  - 大規模買付情報が不足のときに大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めて直接または取締役会を通じて行う追加情報提供の依頼
  - 独立委員会評価検討期間の設定
  - 大規模買付者との直接または取締役会を通じて行う協議・交渉
  - 取締役会に対して合理的な期間を設定して行う取締役会の意見、その根拠資料およびその他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出依頼
  - 独立委員会評価検討期間中、必要に応じて行う取締役、監査役、従業員等に対する独立委員会への出席要求、独立委員会が求める事項に関する説明要求
  - 独立委員会評価検討期間中行う株主の意向把握
  - 独立委員会評価検討期間中、必要に応じて行うお客様、取引先、従業員等からの意見聴取
  - 大規模買付情報および取締役会提供情報・資料の評価・検討
  - 本プランの基準に基づく対抗措置発動の是非についての判断
  - 上記判断に基づく取締役会への勧告
  - 独立委員会評価検討期間中、経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を受けるために行うこれらの者の選任、依頼
  - その他上記各号に付随する事項

新株予約権の概要

- (1) 新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその発行条件  
当社取締役会の新株予約権無償割当決議（以下、「本割当決議」といいます。）で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社普通株式の株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の総数は、1株（ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）とする。
- (3) 割り当てる新株予約権の総数  
新株予約権の割当総数は、割当期日における当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）数とする。当社取締役会は、複数回にわたり、新株予約権の無償割当てを行うことがある。
- (4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額  
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1株につき1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、下記(8)の条項に基づき、当社が未行使の新株予約権を株主から取得し、これと引き換えに普通株式が交付される場合には、当該株主は、新株予約権の行使価格相当額の金銭の払込みを行う必要はない。
- (5) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、本割当決議において当社取締役会が定めるものとする。
- (7) 新株予約権の行使期間  
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。
- (8) 当社による新株予約権の取得  
当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記(6)の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使の当該新株予約権を全て取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき1株（ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式総数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）の普通株式を交付することができる。

以上

## 【議決権の行使等についてのご案内】

1. 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い  
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い  
インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
3. インターネットによる議決権行使のご案内  
インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。  
なお、当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### (1) 議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止させていただきます。）。

「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

インターネットによる議決権行使は、平成19年6月25日（月曜日）の午後5時30分まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

#### (2) インターネットによる議決権行使方法について

当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

#### (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となりますのでご了承ください。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

# 定時株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市東淀川区下新庄三丁目 9 番19号  
当社本社ビル 5 階 センチュリーホール

